

北海道告示第10318号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第158条第1項の規定により、北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センターの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における手数料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成30年4月4日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 受託者の名称 公益財団法人オホーツク地域振興機構
- 2 所在地 北見市大正353番地19